

令和4年度東京都入札監視委員会第2回第一監視部会

令和4年11月29日

東京都庁第一本庁舎 北塔33階特別会議室N6

【前山契約調整担当部長】 おはようございます。財務局契約調整担当部長の前山でございます。委員の皆様にはお忙しい中、御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

これより令和4年度東京都入札監視委員会第2回第一監視部会を開催いたします。本日は、令和3年度の第3四半期に発注した工事について御審議をいただきます。委員の皆様には、東京都の入札契約手続に対して忌憚のない御意見をいただきたく思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日御出席いただいております委員と東京都の職員の出席者につきましては配付資料のとおりでございます。紹介については割愛させていただきます。

なお、経理部長の五十嵐でございますが、別の会議に今出席しておりまして、会議終了後、参加する予定でございます。

また、本日、議案の審議に当たり、各事業執行局の職員も出席させていただきます。それぞれの議案の審議の際に紹介をさせていただきます。

本日、森岡委員が急遽御欠席ということで、その他3名の委員の方には御出席いただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事進行につきましては、小見部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、小見部会長、よろしくお願いいたします。

【小見部会長】 それでは、部会長を務めさせていただきます小見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【木下委員】 よろしくお祈いします。

【松本委員】 お願いします。

【小見部会長】 それでは、本日の議事進行と資料について、事務局から説明をお願いします。

【高柳契約調整技術担当課長】 契約調整技術担当課長の高柳です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事進行につきまして、簡単に御説明申し上げます。

まず、当委員会設置要綱第2条第1号に基づく定例審議といたしまして、令和3年度の第3四半期に契約した工事について御審議いただきます。議案は6つでございます。

続きまして、事前に配付いたしました資料について確認させていただきます。本日の資料は、事前に委員の皆様にお送りしてございますけれども、まずA4縦の次第一式と、「定例審議対象事案の抽出について」というA4横の資料1枚、こちらに本日の定例審議案件の一覧がございます。それから、定例審議の議案1から議案6になります。資料の不足等はござ

いませんでしょうか。ありがとうございます。

なお、資料は、本日の委員の皆様限りで御覧いただくこととさせていただきます。本日の部会終了後も、お取扱いには十分御注意くださいますようお願い申し上げます。

それでは、小見部会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

【小見部会長】 それではまず、この後、審議を予定している定例審議の事案について、資料1に沿って説明させていただきます。

令和4年度の定例審議の対象案件の抽出方法は、高額・高落札率の事案については高い順に上位100件の中から抽出すること、社会的注目事案については新聞や雑誌で取り上げられた案件の中から抽出すること、1者入札の事案、低入札価格調査を行った事案、長期継続受注事案については該当する全案件の中から抽出することとし、また各委員がそれぞれ事案を抽出した上で、その中から最終的な審議対象事案を部会長が決定することとしております。こうして最終的に決定した事案が資料1に記載した事案となっていますので、審議に当たり、いま一度御確認ください。

それでは、これより審議に入ります。審議については、個人情報や法人等の情報の保護のため非公開とし、後日、審議概要及び議事録を東京都財務局ホームページで掲載する予定です。

では、取材等の方は御退席をお願いします。

【高柳契約調整技術担当課長】 先生、本日、取材等の報道関係の方はいらっしゃいませんので、このまま進行を続けていただければと思います。

(財務局入室)

【小見部会長】 それでは、まず議案1、東京アクアティクスセンター(3)改修工事その2の審議を始めたいと思いますので、準備の上、説明をお願いします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、議案1の事業所管局でございます財務局の出席者を紹介させていただきます。

では、自己紹介をお願いいたします。

【谷井オリンピック・パラリンピック施設整備課長】 オリパラ施設整備課長の谷井と申します。よろしく願いいたします。

【井上オリンピック・パラリンピック施設整備課建築担当課長】 建築担当課長の井上と申します。よろしく願いいたします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、議案1を御覧ください。

高額・高落札の事案として抽出されました案件で、件名は「東京アクアティクスセンター(3)改修工事その2」でございます。

本件は、一般競争入札により発注を行ったものであり、申請2者、資格確認2者、応札2者で、落札率は99.38%となっております。工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【小見部会長】 本件を含め、本日審議する各事案の内容については、事前に事務局から説明を受けているところと思います。それでは、本事案について質問や意見のある委員はお願いします。

いかがでしょうか。

それでは、私のほうからまず質問させていただいてよろしいでしょうか。

この改修工事は2回目ということで、1回目は入札を4回やっておりますが、いずれも不調、1者応札で不調になっております。それで2回目のときに希望2者が出て、そのうち1者に決まったということですが、この1回目、議案1の資料の一番最後のページに、その経緯がありますけれども、1回目の予定価格というのは、入札が4回終わった後に公表されたのでしょうか。

【井上オリンピック・パラリンピック施設整備課建築担当課長】 公表されております。

【小見部会長】 2回目の落札価格は1回目の予定価格に非常に近い数字でしたので、それが参考になったのかなということになりますが、1回目は4回やって少しずつ下げても、いずれも価格が合わなかったということで、そもそもWTOの対象ですし、1者しか出ないということで、予定価格が低過ぎたのではないかというようなことはなかったのでしょうか。

【井上オリンピック・パラリンピック施設整備課建築担当課長】 私どもとしては、適正に積算の上、予定価格を定めたと考えていたのですけれども、その後のヒアリングにおいては、主に仮設工事や撤去工事の中で、工事の専門家の方から見て多少相違があったと理解しております。

【小見部会長】 最終的に落札したのが元の施工と違うところを取ったということで、それ自体、別に全く問題でないのですけれども、やはり価格がかなり厳しかったのかなという印象。いろいろ物価が高騰している中で、なかなか手を挙げにくかったのかなというような気がいたしました。

私の感想ですけれども、以上です。

ほかに何か御意見等はございますでしょうか。

はい、どうぞ。

【木下委員】 木下でございます。

この工事はオリンピック関連の工事ということで、この時期だからこそ、審議の対象にすることがふさわしいであろうということで選ばせていただきましたけれども、事案の経緯を拝見いたしますと、先ほど小見先生からお話がありましたように、事後公表だった1回目は1者応札で不調。しかし、事前公表にしたところ2者応札にして、しかも元施工の工事者とは別の企業が改修工事に参入して落札ということで、非常にある意味では、競争性という点では、2回目の発注、入札手続はうまくいったかなと思っております。

予定価格の事後公表と事前公表のどちらがいいのかについて、いろいろな議論があるところですが、今回、事後公表と事前公表をやってみて、発注者側としては事前公表に

したことの何かメリットなど、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

【高柳契約調整技術担当課長】 先生方、事務局の高柳です。

まず、事前公表・事後公表、先生がおっしゃるような様々な意見があるところだと思えます。かねては我々も全て事前公表でやっていたところでもありますけれども、4年前の入札制度改革本格実施に当たりまして、低価格帯のものは事前公表、高価格帯のものは事後公表ということで進めてきています。基本は今もそのような形で進めています。

一方で、予定価格を超えるような応札しかなくて、結果として不調になったという案件は、我々発注者側が思っているような金額の価格帯と、または事業者が思っている価格帯が正直ミスマッチといたしますか、なかなか合わないところもあると。そうした場合には事前公表に切り替えることによって、ある程度その目安が分かりますと。そこで、場合によっては受注者の応札意欲を高めていくこともできると我々は考えてございます。

したがって、こうした高価格帯におきましては、1回目はやはり競争性の確保ということから事後公表にしながら、こうした予定価格を超える応札があつて不調になった場合、これは事前公表に切り替えるということで不調を避けて事業を進めていくという、この辺りはバランスを取りながら、我々としてこの事前・事後を使い分けながら進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

【木下委員】 ありがとうございます。いろいろ議論がある中で、使い分けによって効率的な調達を行うことは重要だと思っておりますので、このような取組を進めていただきたいと思えます。

【小見部会長】 ありがとうございます。

松本先生、いかがでしょうか。

【松本委員】 私のほうからは特にはないです。ありがとうございます。

【小見部会長】 ほかによろしいでしょうか。

それでは、ここで一旦、本議案についてはまとめに入りたいと思えます。運用状況等について特に問題はないということであれば、今回、改善等に係る意見の申入れはせず、審議結果として入札及び契約手続等が適正に運用されている等の報告を行うこととします。

あるいは、何か改善の必要がある場合は、審議結果の報告を行うとともに、その改善等に係る意見について、知事に意見の具申を行うこととなります。委員の皆さん、いかがでしょうか。御意見はありますか。

【木下委員】 特に問題はなく行われたということでよろしいと思えます。

(異議等なし)

【小見部会長】 御異議等がないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認し、特に改善に関する具申は行わないこととさせていただきます。

財務局の皆様、ありがとうございました。退出をお願いいたします。

【財務局一同】 ありがとうございました。

(財務局退室)

(財務局入室)

【高柳契約調整技術担当課長】 小見先生、よろしくお願いいたします。

【小見部会長】 続きまして、議案2、都庁第一本庁舎(3)改修工事の審議を始めたいと思いますので、準備の上、説明をお願いします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、議案2の事業所管局でございます財務局の出席者を紹介させていただきます。

自己紹介でお願いいたします。

【保泉庁舎整備課長】 庁舎整備課長の保泉です。よろしくお願いいたします。

【村岡庁舎整備課建築担当課長】 建築担当課長、村岡でございます。本日はよろしくお願いいたします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、議案2を御覧ください。高額・高落札及び1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は「都庁第一本庁舎(3)改修工事」でございます。本件は、一般競争入札により発注を行ったものでございまして、申請1者、資格確認1者、応札1者で、落札率は97.69%となっております。工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【小見部会長】 それでは、本事案について質問や意見のある委員はお願いします。

それでは、私のほうからまず質問させていただきますが、本件は技術実績評価型総合評価方式を取られておりますが、結果的に1者応札となっております。1者しか手を挙げなかった理由ということで、特に考えられることはあるのでしょうか。

また、これは施工困難工事となっておりますが、具体的にどこが困難だったというのと、それほど実際問題、困難な工事だったのかということについて御質問させていただきたいと思います。

【村岡庁舎整備課建築担当課長】 まず、1問目の問いのほうについてお答えさせていただきます。

総合評価方式につきましては、今回、特段、一般の新築工事や改修工事と比べて条件が厳しかったということはないと思われまます。

【小見部会長】 施工困難工事となっておりますけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

【村岡庁舎整備課建築担当課長】 施工困難についてですが、本工事の改修対象範囲につきましては、各種審議会や懇親会などの会場・会議室、あとは国内外の来客などの接遇等のホールが含まれております。一般室とは異なる意匠性を考慮したことと、あとは2層吹き抜けのため天井が非常に高いということがあります。その他、内装仕上げや照明デザインにつきましても非常に特殊なものとなっております。こういった状況の中、天井仕上げの撤去、あとは防災拠点として大規模天井の耐震性の強化などございまして、そちらも施工してい

く必要がございます。こういった状況の中、限られた工期の中、特殊な天井の施工を確実に
行うために、施工困難理由の一つとして設定させていただいております。

【小見部会長】 今のお話は分かりましたが、とはいえ最終的に大成建設さんが落札され
ていますけれども、今お話を聞いた限りでは、大成建設さんでなければできないということ
では必ずしもないと思いますけれども、結果的に1者しか手を挙げなかったということに
関して、ほかに何か考えられることはありますでしょうか。

【村岡庁舎整備課建築担当課長】 お答えさせていただきます。

本工事は、主な工事対象が庁舎低層部の2フロアになってございます。工事におきまして
は、閉鎖・移転を繰り返しながら2フロアの改修工事を、令和6年度までの約3か年強の期
間が必要になるといった特色がございます。そのため、選任された監理技術者等の配置技術
者は、その期間、建設業法等に基づき拘束されるということがございます。また、工事の条
件といたしまして、平日夜間と閉庁日の施工条件を付しております、このような理由から、
一般的な工事と比べ、施工条件が若干厳しかったと推察されます。

以上です。

【小見部会長】 了解いたしました。

ほかに委員の先生方、いかがでしょうか。

どうぞ、木下先生。

【木下委員】 木下でございます。

都庁はもう建ち上がってから約40年近くになりますので、この間、ほかのフロアの工事
も進められてきたと思うのですが、元の建物の施工された大成建設さんが、次期の改
修も受注されることが多かったのかという点についてはいかがでしょうか。

【村岡庁舎整備課建築担当課長】 それについては、企業的に都庁の第一本庁舎を施工し
た大成建設さんが、引き続き都庁舎の改修に携わるといった観点で受注していただいたと
理解しております。

【木下委員】 ありがとうございます。やはり元施工ならではの優位さは、当然こういう
工事ではあったかと思えます。ただ、そうはいつでも、やはりこれだけの規模の工事ですの
で、技術面や入札に対するチャレンジをして、ほかの業者さんもぜひ参加していただけるよ
うな取組を続けていただきたいと思えます。

以上です。

【小見部会長】 ありがとうございます。

松本先生、いかがでしょうか。

【松本委員】 私も気になったところを木下先生から御質問いただいたのですが、
今までたくさん改修工事をされていたとは思いますが、大成建設以外の業者さんが受注
されたことという実績はあるのでしょうか。

【村岡庁舎整備課建築担当課長】 第一本庁舎に限ってのお話ということでよろしいで
しょうか。

【松本委員】 はい。

【村岡庁舎整備課建築担当課長】 大きな改修工事につきましては、平成25年度に発注いたしました改修工事がありまして、今回の令和3年度に発注した改修工事がございます。それ以外の小さな修繕工事につきましては、定期的に発注はさせていただいていますが、いわゆるこのような大きな移転を伴うような改修工事につきましては、竣工以後今回が2回目となります。

【松本委員】 そうすると、前回も大成建設さんが受注されたということなのですね。

【村岡庁舎整備課建築担当課長】 はい、そのとおりです。

【松本委員】 ありがとうございます。

【小見部会長】 今、2回目と言いましたけれども、これは周期が大体決まっているのでしょうか。

【村岡庁舎整備課建築担当課長】 すみません、少し誤解があったかもしれません。第一本庁舎全体の改修工事を1つの工事ロットとして考えていたのですが、オリンピックの開催等々がありまして工事の分割をさせていただき、前期・後期みたいな形で2分割して発注させていただいております。

【小見部会長】 分かりました。これから先もまだ都庁はずっと建っていくことと思いますので、なるべく競争性が今後も担保されるようにしていただければと思いました。

いかがでしょうか。ほかに御意見はよろしいでしょうか。

【木下委員】 大丈夫です。

【松本委員】 大丈夫です。

【小見部会長】 それでは、ここで一旦、本議案についてのまとめに入りたいと思います。運用状況等について特に問題はないとのことであれば、今回、改善等に係る意見の申入れはせず、審議結果として入札及び契約手続等が適正に運用されている等の報告を行うこととします。

あるいは、何か改善の必要がある場合は、審議結果の報告を行うとともに、その改善等に係る意見について、知事に意見の具申を行うこととなります。委員の皆さん、いかがでしょうか。御意見ありますでしょうか。よろしいですか。

【木下委員】 特に大丈夫です。

【松本委員】 はい。

(異議等なし)

【小見部会長】 御異議等がないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認し、特に改善に関する具申は行わないこととさせていただきます。

財務局の皆様、ありがとうございました。退出をお願いします。

(財務局退室)

【高柳契約調整技術担当課長】 先生方、事務局の高柳です。

次が議案3、水道局なのですが、今、来ている途中なので、少しお時間、待ってい

ただければと思います。またお声がけさせていただければと思います。どうぞよろしく願
いいたします。

【松本委員】 承知しました。

【小見部会長】 少し早いのですね、予定より。

【高柳契約調整技術担当課長】 準備が間に合わなくて申し訳ないです。

【小見部会長】 分かりました。ミュートで待機させていただきます。

【高柳契約調整技術担当課長】 申し訳ないです。

(水道局入室)

【高柳契約調整技術担当課長】 先生方、聞こえますでしょうか。

【小見部会長】 はい、聞こえます。

【高柳契約調整技術担当課長】 議案3の準備が整いましたので、このまま再開させてい
ただければと思います。どうぞよろしく願います。

【小見部会長】 続きまして、議案3の審議を始めたいと思いますので、準備の上、説明
をお願いします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、議案3の事業所管局でございます水道局の出
席者を紹介させていただきます。

自己紹介をお願いします。

【弦巻契約課長】 契約課長の弦巻と申します。よろしく願います。

【川越設備課長】 浄水部設備課長、川越と申します。どうぞよろしく願います。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、議案3を御覧ください。

高額・高落札及び1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は「朝霞浄水場第1
高度監視制御設備等改良工事」です。本件は、一般競争入札により発注を行ったものであり、
申請2者、資格確認2者、応札1者で、落札率は97.27%となっております。工事の概
要につきましては、次の2ページのとおりでございます。

説明は以上です。

【小見部会長】 それでは、本事案について質問や意見のある委員は願います。

どうぞ、木下先生。

【木下委員】 この工事は、技術実績評価型総合評価方式ということで、希望2者につい
て総合評価に関する資料提出があったため応札ということになったようですけれども、一
般競争入札の指名型、価格競争型ですと、2者程度の希望ですと、ほかに何者か追加で指名
するというようなことが行われますけれども、今回、この工事については技術実績評価型総
合評価方式を取ったということについては何か理由、あるいはこういう方式を取ったメリ
ットというものについては、発注側はどのようにお考えになっているのでしょうか。

【川越設備課長】 私、川越のほうから御説明させていただきます。

今回、施工の対象となっている朝霞浄水場は、当局最大の規模、浄水処理能力を持つ浄水
場で、日本国内でも最大級の施設となっております。そうした施設を運用しながら、通常の

運転を継続しながらリプレースをかけるということで、若干の難しさがあるかもということ、実績を評価できる形での入札のやり方を取らせていただいた次第です。

【木下委員】 ありがとうございます。参加されたメタウォーターも、島津システムさんも、それぞれ当然、十分な技術実績がある会社だと思えるのですが、そうしながら、こういう評価方式に参加しながら1者が結局不参になってしまっているのですけれども、この不参になった理由については何か把握されているのでしょうか。

【川越設備課長】 特段、ヒアリング等は行っておりません。私どもといたしましては、技術的にはどのメーカーでも、きちんとしたところであれば、対応可能、入札可能という条件にした上で公募をかけておりますので、何か特別な業者側が入札しにくい事情があったとは考えておりません。

【木下委員】 実際、事前にこの評価書まで出しているのに、入札がなかったことについて、やはり今後の入札の改善のためにも、どうして事前準備までされたのに不参になったかについてはヒアリングをされておいたほうが、今後のこの手の工事の参考になると思いますので、これは入札手続の後のことですが、できましたら不参の理由についてはヒアリングをされたほうがいいのではないかなと思います。

以上です。

【川越設備課長】 分かりました。ありがとうございます。

【小見部会長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

【松本委員】 松本です。

【小見部会長】 よろしくお願いします。

【松本委員】 お願いします。

こちらの朝霞浄水場は、先ほど国内最大級のというか最大の浄水場ということで、これまで恐らく定期的に改修工事等をされているかと思うのですが、純粋に、このメタウォーターさん以外に同様の工事を受注しているところはあったのでしょうか。それとも、こちらのメタウォーターさんがほぼほぼ毎年というか毎回受注されている状況だったのでしょうか。

【川越設備課長】 それは、この高度の監視制御設備についてということでしょうか。

【松本委員】 はい。

【川越設備課長】 メタウォーターのみです。

【松本委員】 それは、純粋にほかの事業者さんの参加が特になく、1者入札が続いてメタウォーターさんのみという理解でしょうか。

【川越設備課長】 この設備は、最初に設置されて、その次の初めての改修工事ということになります。1回目の設置がメタウォーターさんでした。その次の2回目の今回初めて改修するところで、メタウォーターが改めて入ってきたということになります。

【松本委員】 特に施設を最初に導入したところではなればできないと、やりにくいというものでもないということですか。

【川越設備課長】 と考えております。当初の積算の段階で、我々としましては各メーカーのほうに、この工事をやるに当たって見積りを取っておりまして、メタウォーター以外に3者、見積りの返事を金額入りでいただいております。技術的には、それぞれのメーカーは、この金額であれば対応可能ということで返事をいただいておりますので、テクニカルに何か問題があった、障壁があったということはないと考えております。

【松本委員】 ありがとうございます。ちなみに、その見積りを取ったところにメタウォーターも入っているということですね。

【川越設備課長】 入っております。4者返事をいただいております、1者がメタウォーターでした。

【松本委員】 ありがとうございます。

【小見部会長】 よろしいでしょうか。

これは先ほど来、国内最大級というお話ですけれども、この監視制御設備ですが、幾つかモジュールに分かれていっていると思うのですけれども、例えばこれを分割して、それぞれ入札にかけるといような、そういう可能性というのは、今後のことですが、ありませんでしょうか。

【川越設備課長】 この高度監視制御設備に関して、分割が考えられないかという御質問でよろしいですか。

【小見部会長】 はい、そうです。

【川越設備課長】 まず、この高度浄水処理のこのシステムというのは、設備としては一体のものでして、その制御設備を分割してしまうということになりますと、メーカーごとに通信のシステムが異なっていたり、制御のやり方がそれぞれ異なっていたりということがございますので、全体として安定して運営するような使い方が難しくなってしまうかと思われれます。朝霞浄水場の中全体では、この高度以外にも幾つかいろいろなユニットとなっているものがあって、それぞれは別個に入札をかけておりますが、この高度監視という部分に関しては、ここは一体のものとして、一つの設備として監視制御をかけていきたいので、分割というのは技術的に難しいと考えています。

【小見部会長】 分割は難しいということですが、これはハードウェアやソフトウェア——制御するのでソフトウェアはもちろん必要だと思いますけれども、それが非常に特殊なものだったり、それがメーカーさんが保有しているようなものだという、そういうことではないのでしょうか。

【川越設備課長】 一般論としては、監視制御の設備というのは、その中の制御の通信のシステムというのは各メーカー固有の技術で作られております。なので、監視制御整備という一つのものに関して、そこを分割するという事は難しいのですが、そこをユニット一体として更新をかける、今回のような発注の仕方であれば、どこのメーカーでも入ってくるこ

とはできるかと思えます。その一つのユニットの中で、各メーカーが独自の技術を発揮するというのであれば、全く問題はないかと考えています。

【小見部会長】　ということは、この改良工事というのは、装置そのものを更新というか取り替えてしまうという、そういうことだと理解してよろしいでしょうか。

【川越設備課長】　更新工事です。

【小見部会長】　ということは、ソフトから何から全部、別のところに替えても構わないということですね。

【川越設備課長】　はい。

【小見部会長】　それを替えることによって、ほかの装置やほかの施設との接続など、そういうことに関して問題があるということはあるのでしょうか。

【川越設備課長】　基本的にはつながらないので、ほかのメーカーとの通信というのはできないので、通信の変換装置を入れることを前提として今回も設計しております。どこのメーカーが入ってきても、そこの変換装置の部分まで含んだ金額で入札してもらうということを前提としております。

【小見部会長】　了解いたしました。

ほかに御意見はいかがでしょうか。

【木下委員】　大丈夫です。

【小見部会長】　よろしいですか。

それでは、ここで一旦、本議案についてのまとめに入りたいと思います。運用状況等について特に問題はないということであれば、今回、改善等に係る意見の申入れはせず、審議結果として入札及び契約手続等が適正に運用されている等の報告を行うこととします。

あるいは、何か改善の必要がある場合は、審議結果の報告を行うとともに、その改善等に係る意見について、知事に意見の具申を行うこととなります。委員の皆様、いかがでしょうか。御意見はありますか。よろしいですか。

(異議等なし)

【小見部会長】　御異議等がないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認し、特に改善に関する具申は行わないこととさせていただきます。

水道局の皆様、ありがとうございました。退出をお願いします。

【水道局一同】　どうもありがとうございました。

(水道局退室)

(交通局入室)

【高柳契約調整技術担当課長】　小見先生、お願いいたします。

【小見部会長】　それでは、議案4の審議を始めたいと思いますので、準備の上、説明をお願いいたします。

【高柳契約調整技術担当課長】　議案4の事業所管局でございます交通局の出席者を紹介させていただきます。

自己紹介でお願いいたします。

【野澤契約課長】 交通局資産運用部契約課長の野澤と申します。よろしくお願いたします。

【竹村保線課長】 同じく、交通局建設工務部の保線課長、竹村と申します。よろしくお願いたします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、議案4を御覧ください。

1者入札及び長期受注の事案として抽出されました案件で、件名は「新宿線レール削正工事」です。本件は、特命随意契約により発注を行ったものであり、落札率は99.95%となっております。工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【小見部会長】 それでは、本事案について質問や意見のある委員はお願いします。

【木下委員】 すみません。

【小見部会長】 はい、どうぞ。

【木下委員】 このレールの削正工事というのは、前に大江戸線のときも議論したように、結局、この工事ができる機械というか削正車という特殊な車両を持っていて受注できる企業さんが、レール幅に合わせて1者ずつしかいないということで、新宿線及び新宿線と連結している京王線については、この日鉄レールウェイテクノスさんがずっと受けていらっしゃるということで、98年からということ、この新宿線が運用されてからずっとということですよ。多分、それは今後もそうなると思うのですけれども、今後そうなるというか、この仕事をほかの会社が受けようと思って、新しく車両を造って、導入して、競争に参入する可能性というのはあるとお考えなのか。難しいとなったら、今は特命随契でされていますけれども、この仕事をずっとやっていただく会社さんとの関係を維持していくのに、どういうふうなことをお考えか。ぜひ鉄道という都民にとっては重要なインフラですので、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

【竹村保線課長】 保線課長、竹村でございます。御質問、ありがとうございます。

今、御案内いただいたとおり、都営新宿線と京王線というのは、世界的にも非常にまれな軌道の幅——4フィート6、1、372ミリ幅の鉄道でございます。これは世界的に東京ゲージと呼ばれるぐらい非常に特殊な線路幅になってございます。そこで、このレール削正工事ということに関しましては、レールの交換をどんどんしていければ、当然ながらそれが一番いいんですけれども、そういうわけにもいきませんので、レールをほぼ新品の状態に表面を削って仕上げるという、環境負荷の面でも非常に効果がある工事ということで永続的に続けていきたいと思っております。

しかしながら、今御案内がありましたように、日鉄レールウェイテクノスさんの持っているレール削正車、これが1、372ミリという特殊なレール幅に適応した機械でございます。これをほかに探そうとすると、造ってくれるところもございませんし、実際、需要が東京の京王と都営しかないというところで、他者がなかなか参入してくる……、実績でいうと、

もう一者ぐらいしか大きな削正車を造っている会社はないのですが、そこが参入してくるというのなかなか考えづらい。

そんな中で、今、拠点に関西、住友系ということもありまして関西に大体機械を置いてあるということもあるのですが、それを関東に持ってくる輸送費等を、京王も使いたいということがありますので、輸送費だけでも双方で折半してやっていくことによって、コストを下げながら使うということに関して協議をやらせていただいております。

オペレーションも含めて、京王で削正車を購入することがあればお買いになった車を私どもも使わせてもらうというようなことが将来的にあるかもしれませんけれども、京王もまだ、新しい削正車を購入して、ということは考えていないと聞いてございますので、今の形でしばらくは運用してまいろうと考えてございます。

以上でございます。

【木下委員】 今のお話がありましたように、削正車という機械自体も、しばらく当然利用していけば、機械ですので更新しなければいけない時期が来ると思うのですけれども、そういうようなことも考えて、この仕事の永続性について、将来的な見通しについてはお立ってになっておかないと、実際に削正車が使えないほど古くなりましたけれども、新しいものは造りませんと言われてしまうと大変厳しいことになってしまうと思いますので、特殊なゲージ幅ということをおっしゃっていましたが、列車の運行が安全に継続できるような対策というのもお考えいただかなければいけないのではないかと思います。こちらのほうは将来のこととしてお考えいただきたいと思います。

【竹村保線課長】 ありがとうございます。

【小見部会長】 いかがでしょうか。

では、私のほうから。

これは特命随契ですが、予定価格が事後公表になっているのですね。結果として見積りを2回取って、1回目は合わなくて、2回目で合っていますけれども、結局今のような状況というのは、当然メーカーさんのほうも御存じなので、自分のところしかないと思っているので、値段を入れてきても競争相手がいないから、予定価格を超えてしまっても、もう一回やって少しずつ下げれば目いっぱい取れるのだという状況を当然御存じだと思いますが、事後公表にする何か理由があるのでしょうか。

【野澤契約課長】 契約課長の野澤でございます。

金額的な基準で、このレベルのものでと事後公表にするものと取り扱ってございますので、こちらでも適用してございます。

【小見部会長】 機械的にそうになってしまうということですね。

【野澤契約課長】 そうです。

【小見部会長】 分かりました。いずれにしても、先ほどありましたけれども、今のような状況ですと競争性が担保できませんので、今後、何かお考えいただいたほうがいいのかと思います。

私からは以上です。

ほかにいかがでしょうか。

【松本委員】 松本ですけれども、この削正車を都で買おうとすると幾らかかるのか、御存じですか。

【竹村保線課長】 私からお答えしますけれども、この削正車のメーカーがハラスコトラックテクノロジーというアメリカの会社になりますけれども、このメーカーの機械については買ったことがないので金額は分からないのですけれども、同様な機械、スペノインターナショナルという会社から、ヨーロッパの会社ですけれども、削正車の購入実績がございまして、大体14～5億、今の為替水準でいうと、そのぐらいの金額の車になってくるかと思えます。アメリカとヨーロッパは若干相場が違うかもしれませんが、1,372ミリというゲージ幅の特注など、そういった少しエクストラの部分がかかってきて、そういったことも加味した値段にはなるかと思うので、10億円台というようなことが想定されます。

【松本委員】 98年から毎年8,000万円を支払い続けていると仮定すると、既に20億円払っているように計算されるわけなので、ひょっとして買ったほうが長期的には安いのではないかというところですが、そこら辺はメンテナンスなどいろいろありますから、外注したほうが全体的には効率的ということかもしれないのですけれども。

【竹村保線課長】 今、イニシャルの話をしましたけれども、今御案内のとおりで、メンテナンスにかかる費用が当然ながら機械物ですからかかってまいります。また、砥石、それもメンテナンスの一つですけれども、削るための消耗品も入ってございます。そういった費用も含めて購入した場合はかかってまいりますので、費用的には今、初期投資のお金だけでは済まないというところでの比較になってございます。

【松本委員】 確かにそうですね。もしかしたら、京王さんに対してサービスを提供できるかもしれないから、そこは賄えるかもしれないですけれども、それも全体的にあまり費用対効果がよくないのかもしれないですが、言い値を毎年払い続けなければならないというところが少しもやっとはしつつも、やむを得ないところなのかなと理解しました。

【小見部会長】 ちなみに、国産でそういうのは造れないのでしょうか。あるいは、造っているところはないのでしょうか。

【竹村保線課長】 今のところ、今回の日鉄さんのものは砥石が20個ついているタイプなんですけれども、ヨーロッパのスペノも砥石が16個や24個など、たくさんついている車ですが、そういった大きなものを日本で造っているメーカーはございません。砥石が4つぐらいついているもの、1個だけ、といった簡易なものは日本のメーカーも造ってございまして、当然ながら施工量がそれほど大きくないので、代替にはなり得ないということもございまして。

【小見部会長】 了解いたしました。

ほかによろしいでしょうか。

【木下委員】 大丈夫です。

【小見部会長】 それでは、ここで一旦、本議案についてのまとめに入りたいと思います。運用状況等について特に問題はないということであれば、今回、改善等に係る意見の申入れはせず、審議結果として入札及び契約手続等が適正に運用されている等の報告を行うこととします。

あるいは、何か改善の必要がある場合は、審議結果の報告を行うとともに、その改善等に係る意見について、知事に意見の具申を行うこととなります。委員の皆さん、いかがでしょうか。御意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

【木下委員】 現状、やむを得ないと思います、本当に。

(異議等なし)

【小見部会長】 御異議等ないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認し、特に改善に関する具申は行わないことといたします。

交通局の皆様、ありがとうございました。退出をお願いいたします。

【交通局一同】 ありがとうございました。

(交通局退室)

【高柳契約調整技術担当課長】 先生方、よろしいでしょうか。

事務局の高柳です。

これから休憩を少し挟ませていただければと思うのですが、また出席者の都合もございますので、大変恐縮なのですが、20分ほど休憩ということにさせていただければありがたいかなと思うのですが、先生よろしいでしょうか。

【小見部会長】 分かりました。

【木下委員】 結構です。

【小見部会長】 そうすると、45分ぐらいですか。

【高柳契約調整技術担当課長】 その45分ぐらいで再開という形でさせていただければと思いますが、先生方、そのような形でよろしいでしょうか。

【小見部会長】 問題ありません。

【高柳契約調整技術担当課長】 どうもありがとうございます。それでは、45分再開ということでさせていただければと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

【小見部会長】 了解いたしました。

(休憩)

(下水道局入室)

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、小見先生、定刻となりましたので、再開させていただければと思います。よろしくをお願いいたします。

【小見部会長】 はい。それでは、議案5、南部汚泥処理プラント混練機械設備補修工事の審議を始めたいと思いますので、準備の上、説明をお願いします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、議案5の事業所管局でございます下水道局の出席者を紹介させていただきます。

【星野契約課長】 下水道局の経理部契約課長をしております星野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

【竹下森ヶ崎水再生センター所長（事業推進担当課長事務取扱）】 森ヶ崎水再生センター所長の竹下でございます。よろしくお願ひいたします。

【川田施設保全課長】 施設管理部施設保全課長の川田と申します。改良補修工事の取りまとめを行っております。よろしくお願ひします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、議案5を御覧ください。

1者入札及び長期受注の事案として抽出されました案件で、件名は「南部汚泥処理プラント混練機械設備補修工事」でございます。本件は、希望制指名競争入札にて発注したものでございまして、希望1者、指名5者、応札1者で、落札率は100%となっております。工事の概要につきましては、2ページの資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【小見部会長】 それでは、本事案について質問や意見のある委員はお願ひいたします。はい、どうぞ。

【木下委員】 木下でございます。

この案件の資料を見ますと、三菱重工環境・化学エンジニアリングの指名通知書に、予定価格ということで8,131万7,500円が表示されているのですけれども、これはこの工事が、いわゆる事前開示方式で行われたということなののでしょうか。

【星野契約課長】 契約課長、星野でございます。

先生おっしゃるとおり、この件は事前公表でやらせていただいた案件でございます。

【木下委員】 金額もかなりの金額ですし、なぜこの工事について事前公表になさったのかについての事情を説明してください。

【星野契約課長】 今、私ども、事前公表、事後公表の基準を金額で定めてございまして、今回は設備系の工事でございますが、2億5,000万未満の案件につきましては事前公表でやらせていただいております。

【木下委員】 その2億5,000万という金額の基準は、各部局ごとに事前・事後の公表基準として決めることができるものなののでしょうか。何か都庁の中で共通したものというのがあるのでしょうか。その点はいかがのでしょうか。

【高柳契約調整技術担当課長】 事務局の高柳です。

先だっの議案でも少しお話し申し上げたのですけれども、我々、低価格帯のものは事前公表、高価格帯のものは事後公表ということで、金額によって使い分けています。建築でいえば4.4億、土木でいえば3.5億、設備でいえば、今、下水道局のほうから説明のございました2.5億ということで、知事部局については、そのようなルールでやっています。公営企業についても、それぞれの局で定めているのですが、基本的には同じような形で、今申し上げた価格帯に応じて、低価格帯のものは事前公表、高価格帯のものは事後公表と、そのような運用にしております。

【木下委員】 ありがとうございます。

資料で頂いた一番最後のページのところに1者入札、しかも同一がずっと続いているということで資料を作っていたのですけれども、平成29年は非公表、それから30年は事後公表、令和元年以降が事前公表ということになっているのですが、こういう変遷があったのはどのような理由からなのでしょう。

【星野契約課長】 契約課長、星野でございます。

契約の形態が若干異なっておりますところを少し補足させていただきます。

今、先生からいただきました平成29年度と30年度、こちらは工事の内容に伴いまして、特命随意契約で発注をさせていただいてございます。その関係で予定価格の扱いが異なっているところがございます。

令和元年度から2年度、3年度、これはいずれも希望制の指名競争入札でやらせていただいております。先ほど申し上げました2.5億未満の案件でございますため、事前公表でやらせていただいております。

【木下委員】 ありがとうございます。確かに非公表や事後公表になっているのは特命随契なのですけれども、その2年度のほうが契約金額としては、事前公表で希望制指名競争入札になっている現状よりも、工事額は比較的小さい工事だったように思うのですけれども、この工事額の金額と、特命随契で行うか希望入札で行うかの何か関連性はあるのでしょうか。

【川田施設保全課長】 施設保全課長の川田と申します。よろしく申し上げます。

今おっしゃっているのは平成29年、30年、令和元年の内容でよろしいでしょうか。

【木下委員】 その3か年で比較していただいて構いません。むしろ、金額が高いものが希望制指名入札となっているのか、なぜ特命随契から希望制指名入札に変えたのかということとの関連になります。

【川田施設保全課長】 基本的には、契約方法との因果関係はないと判断しています。前年度に点検した結果から補修工事を組んでいますので、その辺の因果関係はないという形でよろしいかと思えます。

【星野契約課長】 契約課長、星野でございます。

若干補足をさせていただきますと、特命随意契約で行うか、希望制で行うか、そこについては工事の内容によりまして、この会社でなくてはできないものなのか、広く募ってできるものなのか、それによって判断をさせていただいてございますので、必ずしも金額の多寡と連動していないということで今御説明したところでございます。

【木下委員】 この南部汚泥処理プラントの機械というのは、設置したときから三菱重工環境・化学エンジニアリングという会社の関連で造られた、要するに元施工からこの会社がずっと関わっていたと考えてよろしいのでしょうか。

【竹下森ヶ崎水再生センター所長（事業推進担当課長事務取扱）】 森ヶ崎水再生センターの所長の竹下でございます。

おっしゃるとおりでございます。基本的には三菱重工環境・化学エンジニアリングで大半のものはメンテナンスという形を、結果としてはですが、受けている状況でございます。

【木下委員】 結果としてはということをおっしゃっているのですけれども、毎回毎回、希望制指名入札で、希望1者で指名を加えて5者ですけれども、全て辞退や不参となっていると、実態として本当に競争性が確保できているのかについて、何か競争性を高めるための手段として部局のほうでお考えになっていることを教えていただきたいと思います。

【星野契約課長】 契約課長の星野でございます。

今、お話でございますが、結果として伴っていないというところはございますが、今回につきましても、当初、希望については三菱重工環境・化学エンジニアリング1者のみが希望をしまして、それに対しまして、私も少しでも競争の環境をつくるために、任意指名という形で、ほかの4者を指名業者に加えさせていただいて、5者での入札を図ったというところが1点。

それから、工事の発注に当たりましてなるべく、これは29、30は特命随意契約で行いましたが、内容によりまして広く募れるような出し方ができるようなものにつきましては、発注のやり方についても希望制、競争が働くような出し方をさせていただいているというところが我々の取組ではございます。

【松本委員】 松本です、すみません。

補修箇所というのは、具体的には誰が決めているのでしょうか。

【竹下森ヶ崎水再生センター所長（事業推進担当課長事務取扱）】 森ヶ崎水再生センター所長、竹下でございます。

工事の内容につきましては、我々のほうのそれぞれ担当者が、その内容を決めております。その内容を決めるに当たりましては、前年度の点検内容の結果、そういったものを見ながら、機械の老朽化や場合によっては故障状況と、そういったものを踏まえて、翌年度、工事を発注するという流れでございます。

【松本委員】 ありがとうございます。前年度の点検というのは、前年度の補修工事をしたところを点検して確認したところを報告してくるという、そういう流れになるのでしょうか。

【竹下森ヶ崎水再生センター所長（事業推進担当課長事務取扱）】 点検につきましては、基本的には工事側がやるのではなくて、我々の管理側のほうで、委託やそれぞれの職員が確認するとか、そういった形で行っております。

【松本委員】 ありがとうございます。その確認の結果、補修が必要と判断した部分の発注に必要な予算というのは、どういった形で検討されているのでしょうか。

【川田施設保全課長】 基本的には、現場の職員が判断したものが第一義的に上がってきまして、あとは予算編成上の、補修工事の予算を当局でも持っていますので、その中で吟味しながら、どの程度のものが行えるのかというところを局として判断していくという形になります。

【松本委員】 予定価格を決めるための資料というか情報の収集というのは局内だけでされているのですか。それとも、事業者からの聴取等は実施されているのでしょうか。

【竹下森ヶ崎水再生センター所長（事業推進担当課長事務取扱）】 森ヶ崎、竹下でございます。

工事の設計に当たっての資料等は、業者のほうからの見積りと、あと使えるものについては我々が持っております積算基準等を用いて積算をしております。

【松本委員】 ありがとうございます。今回、見積りを取得されたところはどここの業者さんになりますか。

【竹下森ヶ崎水再生センター所長（事業推進担当課長事務取扱）】 三菱重工環境・化学エンジニアリングと、その他2者から見積りを取っております。

【松本委員】 ありがとうございます。そうすると、少なくともその3者については、実質やろうと思えば工事はできるという理解でよろしいのでしょうか。

【竹下森ヶ崎水再生センター所長（事業推進担当課長事務取扱）】 技術的な話でいえば、十分可能ではないかなと思っております。

【松本委員】 ありがとうございます。すみません、続けて質問してもいいですか。ごめんなさい。

過去5年の入札状況について資料を頂いております。こちらを拝見すると、確かに今回受注された三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社さんのほかに、局のほうでお声がけされたところに下見積りを受領した2者が入っているということが確認されます。さらにいうと、その前年も、その前年の前の年もお声がけされているようですけれども、結局、入札は辞退されているということなのかなと思います。恐らく競争性を高めるために、一般の事業者さんにお声がけされているということで理解しておりますが、毎年、似たような事業者さんにお声がけして辞退されてしまっている様子ではありますので、ひょっとするとほかの事業者さんにもお声がけされてはいかがかなという気もしております。

【星野契約課長】 契約課長、星野でございます。御意見ありがとうございます。

こちら、今回の工事で申しますと、発注業種が焼却設備という工事になってございまして、今、先生がおっしゃっていただきました、ほかの三菱以外の4者、我々が声がけをしている会社につきましては、その焼却の登録を行っており、かつ下水道局の工事の実績を持っている会社に声がけしているところがございます。その結果といたしまして、先生がおっしゃっていただいたように、少しメンバーがなかなか大きく変えることが難しいというところは実態としてはございます。

【松本委員】 そうすると、登録されていて、さらに受注実績があるところに絞ってしまうと4者ぐらいしかないとか、5者ぐらいしかないという形に現状なっているという理解でしょうか。

【星野契約課長】 現状としては、おっしゃるとおりです。ただ、この焼却設備で登録していただいている会社であれば、この案件で希望して手を挙げていただくことは、ほかの会

社さんもちろんできますので、環境としてはそういう状況でございます。

【松本委員】 ありがとうございます。

【小見部会長】 よろしいですか。

【松本委員】 はい。

【小見部会長】 それでは、私のほうから質問させていただきますが、下水処理の汚泥というのは、産廃の中でも最大級にたくさん出てくるもので、日本中で多分こういうことをやっていると思うのですけれども、この設備そのものに、ほかのところでもできるとお答えされていましたが、特殊なものというのはあるのでしょうか。それとも、ある程度こういうのは汎用的なもので、どこでも似たようなものを使うという理解でよろしいのでしょうか。

【川田施設保全課長】 施設保全課長です。御回答します。

機器構成としては、基本的には一般的なものを使っていると理解しております。ただ、メインとなります混練機というものがございますけれども、これに関しては扱っているメーカーがやや少ないのかなという印象は持っています。

【小見部会長】 それで、これは南部汚泥処理プラントですけれども、そうすると東京都さんがほかにお持ちの、南部があるということは北部もあるのですか、よく分からないですが、その辺のところはどのような状況になっているのでしょうか。似たような状況で、ただ三菱重工さんではないところが取っているとか、あるいはそこも三菱重工さんが取っているとか、その辺の状況はいかがでしょうか。

【川田施設保全課長】 混練機につきましては、この南部スラッジプラントにしか存在していません。つまり、区部の全区で処理した焼却灰について混練をしたいと思った場合は、こちらのほうに来るという形になっています。残りはリサイクルであったり、ほかの方法で焼却灰の処理をしていくのですけれども、混練として処理しているのは、ここだけという形になります。

【小見部会長】 分かりました。先ほどのお答えだと、混練機についてはメーカーが少ないというようなことで、これは毎年工事が行われていますけれども、機械自体の更新というのは、どれぐらいの期間で更新される予定なのでしょうか。

【川田施設保全課長】 当局では、基本的に一般的な主要設備については、標準的耐用年数等を設けて管理しているのですけれども、混練機については、今申し上げたとおり、かなり限られた設備でございますので、一般的な耐用年数というのが存在しない設備にはなります。ただ、一般的に考えて機械設備であると、耐用年数でいいますと、大体20年には更新していかなければいけないような設備であると考えてよろしいかと思えます。

【小見部会長】 現在使われている機械が導入されたのはいつ頃でしょうか。

【川田施設保全課長】 平成17年になります。

【小見部会長】 そうすると、15年ですか。

【川田施設保全課長】 15年ですね。

【小見部会長】 そうすると、もう数年すると更新時期になると思うのですけれども、今のお話ですと、限られているというのは、具体的にどれぐらいのメーカーが、これを作れるのでしょうか。

【川田施設保全課長】 メーカー数は、当局としては全てを把握しているわけではないのですけれども、似たような事業を行っているところとしては清掃事業ですね。清掃事業のほうでは、こういったタイプの混練機に近いような形の機器を使っているということは聞いたことがあります。

【小見部会長】 そうすると、あと一者あるとかないか、そういうレベルでしょうか。

【川田施設保全課長】 具体的にはメーカー数までは存じ上げないのですけれども、何者かはあるということは聞いています。

【小見部会長】 結果的に、最初に導入したところが、このようにずっと毎年取っていくという実態があるとするならば、将来的に更新されるときに、その辺をよくお考えになって、もう少し……、汎用的なものがないのだと難しいですが、取ったところが、またずっと取り続けるというようなことにならないよう考えながら、いろいろお進めいただきたいと思います。

それに、これは毎年やっていますから、もちろん来年度もあるのでしょうかけれども、それについて何かお考えはありますでしょうか。

【川田施設保全課長】 まず、毎年実施している理由なのですけれども、基本的にはこちらとしてもまとめて行いたいという意思はあるのですけれども、これは大きな振動を与えて造粒している、灰から粒を作っているような設備でございます。つまり、機械自体に大きな衝撃が常にかかっているような設備になります。そうしますと、毎年の点検結果というのが非常に重要な内容となっていて、そこから補修工事を構築していくところが基本的なスタンスにはなると考えています。あとは予算的にも非常に高価な、今回も8,000万近い補修費がかかっていますので、限られた予算を有効的に使うために順番に補修しているというのが実態で、まとめてやろうにも、なかなかそういうのは実現するのが難しいというところがございます。これはあくまでも背景です。

【小見部会長】 分かりました。何か工夫できる部分があれば、ぜひしていただかないと、来年か再来年、もう一回また抽出されてしまう可能性がありますので、ぜひその辺のところをお進めいただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

【松本委員】 大丈夫です。

【小見部会長】 大丈夫ですか。

それでは、ここで一旦、本議案についてのまとめに入りたいと思います。運用状況等について特に問題はないということであれば、今回、改善等に係る意見の申入れはせず、審議結果として入札及び契約手続等が適正に運用されている等の報告を行うこととします。

あるいは、何か改善の必要がある場合は、審議結果の報告を行うとともに、その改善等に

係る意見について、知事に意見の具申を行うこととなります。委員の皆様、いかがでしょうか。御意見ありますでしょうか。よろしいですか。

(異議等なし)

【小見部会長】 それでは、下水道局の皆様、ありがとうございました。退室をお願いいたします。

【下水道局一同】 ありがとうございました。

(下水道局退室)

(警視庁入室)

【小見部会長】 続きまして、議案6の審議を始めたいと思いますので、準備の上、説明をお願いします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、議案6の事業所管局でございます警視庁の出席者を紹介させていただきます。

それでは、自己紹介をお願いいたします。

【杉田用度課課長代理(契約調整担当)】 失礼します。警視庁総務部用度課課長代理、契約調整担当の杉田と申します。本日はよろしくをお願いいたします。

【林田交通規制課課長代理(交通規制担当)】 警視庁交通部交通規制課課長代理、林田でございます。よろしくをお願いいたします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、議案の6を御覧ください。同一事業者による長期受注の事案として抽出されました案件で、件名は「トラフィックペイント道路標示塗装工事単価契約(5)」です。本件は、希望制指名競争入札により発注を行ったものであり、希望6者、指名10者、応札4者となっております。工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【小見部会長】 それでは、本事案について質問や意見のある委員はお願いいたします。

【木下委員】 木下でございます。

【小見部会長】 よろしく申し上げます。

【木下委員】 この議案は、希望者数が6者、それから追加4者ということで、10者に入札参加者をそろえるための手続を取られているのですけれども、結局、希望されたところの6者のうちの4者が応札を入れられたということだと思えるのですけれども、あえて6者希望が上がっていた中で4者追加したことには何か理由があるのでしょうか。一応10者でそろえるというのは今までもなさっていたというのは伺っておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

【杉田用度課課長代理(契約調整担当)】 用度課の杉田と申します。

警視庁におきましては、入札業者につきましては規定に基づいて10者必ず選ぶということでやっておりますので、少しでも業者さんの競争参加のタイミングを確保するという点で、10者必ず選定しております。

以上です。

【木下委員】 10者ということで一応そろえていらっしゃるというのは分かるんですけども、結局、四、五社ぐらいで、かなり言ってみれば競争的な金額の競争をした上での入札が繰り返されているようなので、あえて事務的に毎回10者にする必要があるのかについても御検討になってもいいのではないかなと思います。

というのは、この事案は、都内の幾つかにブロックに分けて、それぞれブロックごとに手続をされていると伺っております、業者さん、自分がやりたいブロックに手を挙げて希望を出されて、そうでないブロックは指名されてということになっているのではないかなとつい思ってしまうものですから、1者のみというようなことであれば、少し競争性の問題がありますけれども、複数希望が出たときに、果たして追加する必要があるかについては御検討いただいてもいいのかなと思いました。

以上です。

【高柳契約調整技術担当課長】 よろしいでしょうか、事務局の高柳です。

今、木下先生から、希望が複数上がった場合には、任意選定をあえてする必要があるかどうかと、そういった旨での御意見をいただいたところです。

我々、入札参加に当たっては、しっかりと競争性のほうを確保していきたいと思っております。加えまして、入札の参加の機会を事業者に対しても確保していきたいと我々は考えております。したがって、そうした考えの下、我々としては指名基準というものをルールとして設けておまして、その中で10者の指名ということを原則にしています。ですので、手を挙げて参加をしたいよといった事業者の方々が例えば10者以上いるならば、基本的には10者まで選定をしていく。あるいは、それがさらに今回のように10者に満たない場合については、例えば地域性や実績などを見ながら任意で指名して行って10者にしていくということをやっています。そういうことで競争性も確保しながら、いわゆる中小企業の受注の機会の確保にも我々としては寄与していくというところをござしまして、我々としては、そうしたことをしながら、できる限り透明性をもって制度としては運用していきたいと考えているところをござします。

すみません、あともう一つ、今、任意選定を10者に満たない場合はしていくよというお話をしたのですが、もちろん希望した方々が応札するほうが当然多いのですけれども、中には任意選定をしたことで、そこで応札していただいて受注者になっていくという場合も当然ございますし、そうしたことも踏まえて、この任意選定は意味あることかなと我々としては考えているところをござします。

以上でございます。

【木下委員】 ありがとうございます。

【小見部会長】 ほかにいかがでしょうか。

私のほうから、よろしいですか。

追加資料で頂いた、ほかの地域も含めた発注状況というのを平成29年から令和4年ま

での一覧表で事前に頂いておりますが、これを見ると、実態として若干変化が、特に令和元年度から上半期と下半期で分かれて、それによって参入の業者が増えてはいるのですけれども、令和元年から4年度まで見ても、結果的にですけれども、大体固定化しているように見受けられるのですけれども。例えば前期と後期で入れ替わったりしているところもありますけれども、結果的には同じような業者で回しているような印象があります。結果論だとは思いますが、希望しているところが取れていませんよね。希望業者の中の、何者かは取れていないのですけれども、これについて何か御指摘や御説明はありますでしょうか。

【杉田用度課課長代理（契約調整担当）】 用度課の杉田です。

ありがとうございます。今回、過去の動きからいって、業者さんが比較的、同じような業者さんが出てくるということもありますけれども、まず私たちのほうで考えているのは、過去の受注実績による工事経験等で、当該履行場所の地理や交通量、あと今回は道路の縁石を塗ったりというペイントが入ったりするのですけれども、そういうことに関する豊富な知識や、それを施工する技術者の技術力といった内容あるいは資材の適切な準備など、そういう比較的、交通施設工事としては特徴的な部分に対して、やはりノウハウを知っているのが一番の大きな理由かと思えます。

あとは、今回のエリアとか、幾つか分かれてはいるのですけれども、そのエリアごとに対する土地勘というか、得手、不得手みたいな、そういうようなリスクもありまして、業者さんとしては企業努力をして、いかに安く入れていくかというところを頑張った業者さんほど取っていけるというのが、実際の結果論として表れているのではないかと考えております。

以上です。

【小見部会長】 はい、分かりました。

あと、具体的な工事の内容の仕様などは、毎年とは言いませんけれども、どんどん改善、改良されていっているものなのでしょうか。それとも、ずっと同じなのでしょうか、この辺の仕様ですけれども。

【林田交通規制課課長代理（交通規制担当）】 仕様につきましては、施工の内容自体が、そこまで複雑なものではございませんので、毎回、例えばむらがないように塗装を行うとか、基本的なところであまり変化はありません。

【小見部会長】 あまり塗料的に技術革新するような、そういうことは特に今のところないということでしょうか。そうすると、ほとんど価格勝負だけなのですね。

【林田交通規制課課長代理（交通規制担当）】 やはり経験等で効率よく作業できるという点では差が出てくると思うのですが、ペイント等の改良等、そのようなところは今のところございませんので、経験的に作業員がかなり効率よくできるということは、有利かなとは考えております。

【小見部会長】 分かりました。ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。

【松本委員】 すみません、松本です。

質問というか意見でもあるのですが、今回、新しく頂いた別紙の発注状況を、先ほど小見先生から御指摘いただいたのを見ますと、令和4年のトラフィックペイント道路標示塗装工事2と5は、大光ルートさんと永盛産業さんという今まで入ってなかった新しい会社さんが入ってこられているようなので、緊張感が出ていいのではないかと思います。

【小見部会長】 ありがとうございます。

よろしいですか。今のことについて何かコメントはありますか、新しいのが入られたというのは。

よろしいですか。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ここで一旦、本議案についてのまとめに入りたいと思います。運用状況等について特に問題はないということであれば、今回、改善等に係る意見の申入れはせず、審議結果として入札及び契約手続等が適正に運用されている等の報告を行うこととします。

あるいは、何か改善の必要がある場合は、審議結果の報告を行うとともに、その改善等に係る意見について、知事に意見の具申を行うこととなります。委員の皆様、いかがでしょうか。御意見ありますでしょうか。

【木下委員】 特によろしいと思います。

【小見部会長】 よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【小見部会長】 御異議等がないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認し、特に改善に関する具申は行わないこととさせていただきます。

警視庁の皆様、ありがとうございます。退室をお願いいたします。

(警視庁退室)

【小見部会長】 よろしいでしょうか。次に行ってよろしいですか。

【高柳契約調整技術担当課長】 お願いいたします。

【小見部会長】 それでは、以上により令和3年度第3四半期の契約工事に係る審議を終了しますが、各事案の審議結果について再度確認をさせていただきます。事務局が記録していると思うので、要点を説明してください。

【三浦電子調達担当課長】 電子調達担当課長の三浦と申します。議案の1から6まで、先生方から今までいただきました意見につきまして、簡単ではございますけれども、振り返らせていただきたいと思います。

まず議案1でございまして、東京アクアティクスセンター改修工事でございます。この案件、2回目で落札しておりまして、1回目は4回やって不調ということで、予定価格が低過ぎたのではという御意見をいただきましたけれども、こちらにつきましては適正に定めたと考えているということで、ただ、その後のヒアリングで多少相違があったものと考えているということでございました。

また、予定価格の事前公表、また事後公表については、様々な意見があると思いますけれども、その使い分けによって効率的な調達が重要であると、そういう意見もいただきました。

続きまして、議案2でございます。都庁第一本庁舎改修工事でございます。こちらにつきましては、1者応札というところだったのですけれども、元施工ならではの優位さはあったと思いますが、他事業者も参加できるような競争性を担保できるような取組をしてほしいという意見をいただきました。

続きまして、議案の3でございます。朝霞浄水場第1高度監視制御設備等改良工事でございます。こちらは1者不参となっておりますけれども、理由を把握しておりますかということですが、ヒアリングは行っていないということでしたので、今後は不参の理由をヒアリングしたほうが参考になるのではないかという意見をいただきました。

また、この工事につきまして、分割して入札にかけることはできませんかという意見だったのですけれども、設備として一体ですということで、分割は技術的に難しいということでした。

続きまして、議案4でございます。新宿線レール削正工事でございます。こちらは特命随意契約でございますけれども、今後、他者が入る余地があるのですかということですが、こちらの工事は線路幅が非常に特殊ということで、それに適用したレール削正車を造るところがなく、また需要もないということで、しばらくは今のままとなるということでございますけれども、その点につきましては競争性を担保できていませんので、将来のことといたしまして、今後何か対策を考えたほうがよいという意見をいただきました。

続きまして、議案の5でございます。南部汚泥処理プラント混練機械設備補修工事でございます。こちらは希望制指名競争入札ということでございましたけれども、毎回、希望が1者ということで、実態として競争性が確保できているかということでもございましたけれども、競争性確保のために任意選定をしていると。また、発注に当たっても、広く業者を募れるような内容の出し方をしているということでもございました。ただ、毎年同じ業者が取っているということについて、将来的に更新する際、工夫できるような部分があれば、進めていただきたいという意見をいただきました。

最後に、議案の6でございます。トラフィックペイント道路標示塗装工事でございます。こちらは希望が6者いまして、4者任意選定したのですけれども、落札した業者は希望業者の中からということだったので、複数から手が挙がった場合は任意選定する必要がないのではという意見をいただきましたけれども、任意選定につきましては、競争性ですとか、あとは入札参加の機会の確保のために行っており、また任選業者も落札していることから意味のあることと考えているという御回答を差し上げたところでございます。

簡単ではございますが、私からは以上でございます。

【小見部会長】 審議結果としては以上のようなことで、委員の皆さん、よろしいでしょうか。もし追加で何か御意見等ありましたら、お願いします。よろしいですか。

特に追加の御意見がありませんので、先ほど申し上げた内容で審議結果を確定させてい

たきます。

ただいまの報告につきまして、あるいはほかに御質問等ございますでしょうか。

【木下委員】 ないです。

【小見部会長】 よろしいですか。

それでは、本日予定されておりました議事は全て終了です。最後に何か御発言等ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

【前山契約調整担当部長】 それでは、以上をもちまして本日の部会を終了させていただきます。

委員の皆様には長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございます。いただきました御意見等につきましては、今後の入札契約制度の執行や制度の改善に向けて活用させていただければと思っております。

また、委員の皆様には引き続きお忙しい中、御協力いただくこととなりますが、それにつきましてもよろしく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

以上で終了させていただきます。

— 了 —